

# 新宿区手をつなぐ親の会会則

## 第1章 総 則

第1条（名称）本会は、新宿区手をつなぐ親の会と称し、事務局を会長宅に置く。

第2条（目的）本会は、新宿区に在住または区内事業所等を利用する知的障害者（児）を守り、その福祉の増進と厚生への援助を図ることを目的とする。

第3条（事業）本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦と啓発
- 2) 一般区民の理解を深める啓発活動
- 3) 幼児期から発達段階に応じた養育、教育の充実
- 4) 生活支援及び就労支援の充実と推進
- 5) 住まいの場の設置促進
- 6) 講演会、見学会、研修会等の開催
- 7) 本会への入会促進
- 8) 人権擁護運動の推進
- 9) 関係官庁、関連団体との連絡協力
- 10) その他必要な事業

第4条 前条の目的を達成するため、全日本手をつなぐ育成会、東京都知的障害者育成会、新宿区障害者団体連絡協議会に加入し、活動する。

## 第2章 組 織

第5条（会員）本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員とは、新宿区在住もしくは過去に在住の知的障害者（児）の保護者、及び区内の事業所等を利用する知的障害者（児）または会員の紹介による知的障害者（児）の保護者であって役員会が認めた者
- 2) 本人会員とは、正会員の子弟で知的障害のある者
- 3) 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同する者
- 4) 会費を2年間滞納した者は会員の資格を失う。
- 5) 会の名誉を毀損し、又は目的趣旨に反する行為があったときは総会の決議により除名することができる。

第6条（役員）本会に次の役員を置く。

- 1) 名誉会長
- 2) 会長 1名
- 3) 副会長 5名以内
- 4) 総務 若干名

- 5) 会計 5名以内
- 6) 会計監査 2名
- 7) 相談役 若干名

第7条（幹事）本会に次の幹事を置く。

- 1) 学校在籍児童生徒の保護者より若干名
- 2) 入所施設、生活介護施設、作業所（就労支援施設等）の在籍者（児）保護者より若干名
- 3) 企業就労している知的障害者の保護者より若干名
- 4) 1)、2)、3) 項に該当しない在宅知的障害者（児）の保護者より若干名
- 5) 役員の推薦による者若干名

第8条（行事担当委員）本会の各行事に行事担当委員を若干名置くことができる。

第9条（選任）役員、幹事、行事担当委員の選出方法は次の通りとする。

- 1) 会長、副会長、総務、会計、会計監査は正会員及び本人会員中より総会に於いて選出する。
- 2) 社会福祉法人新宿あした会職員の中から若干名を、総会に於いて総務に選出することができる。
- 3) 幹事は正会員中より総会に於いて選出する。
- 4) 行事担当委員は正会員及び本人会員中より役員会に於いて選出する。
- 5) 名誉会長、相談役は総会又は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第10条（任務）本会の役員、幹事、行事担当委員の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し一切の会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、または事故のあるときはその職務を代行する。
- 3) 総務は教育部、企業就労部、作業所部、生活介護施設部、入所施設部、相談部、地域生活支援部、編集部、本人部の各部長が当たり各部を統率する。
- 4) 会計は本会の経理一切を処理する。
- 5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- 6) 幹事は幹事会、例会に出席し他の役員と共に諸問題を審議し、各担当部署への連絡に当たる。
- 7) 行事担当委員は役員会で定められた行事を役員と共に円滑に遂行する。
- 8) 名誉会長、相談役は会員の諮問に応じ会議に出席して意見を述べる。

第11条（任期）本会の役員、行事担当委員の任期は2年、幹事の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。補欠のため選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 運 営

第12条 本会の会議は総会、役員会、例会、幹事会の4種とする。

第13条 総会は本会の最高の決議機関で、毎年1回5月に開催するほか、役員会が必要と認めたとき、あるいは会員の3分の1以上の要望があったときは、臨時総会を開くことができる。

第14条 総会は前年度の事業並びに会計報告の承認、役員の選出、新年度の事業計画並びに予算、その他重要事項を審議する。

第15条 総会の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

- 第16条 役員会は役員及び必要により会長が推薦し、役員会の承認を経た者を以って構成する。
- 第17条 役員会の成立には役員の過半数の出席を要し、その議決には出席者の過半数の賛成を要する。  
賛否半ばするときは会長が決定する。
- 第18条 例会は原則として毎月1回開催するほか、会長又は役員の3分の1以上が必要と認めるとき  
随時開催する。
- 第19条 例会は全会員自由参加とし、役員会決定事項の報告、承認、諸問題の発案及び審議等を行う。
- 第20条 幹事会は役員及び幹事により構成し、必要に応じて随時開催する。
- 第21条 特定の事項を研究、事業実行するため、総会又は役員会の承認を経て委員会を設置することが  
できる。
- 第22条 本人会員を支援するため、総会又は役員会の承認を経て支援専門相談員を置くことができる。

#### 第4章 会 計

- 第23条 本会は会費、助成金、寄付金及びその他の収入により運営する。
- 第24条 会費は総会の議決により決まる。但し、特別の事情のある会員には免除することができる。
- 第25条 本会の入会金は会費1年分とする。但し、初回入会者は免除する。
- 第26条 本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

#### 附 則

- 第27条 本会則は、総会出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。
- 第28条 本会則は、昭和38年12月8日より施行する。

昭和41年5月 8日	改正
昭和52年5月15日	改正
昭和55年5月25日	改正
平成 6年5月22日	改正
平成 8年5月26日	改正
平成10年5月24日	改正
平成11年5月23日	改正
平成12年5月28日	改正
平成16年5月23日	改正
平成18年6月 4日	改正
平成20年5月25日	改正
平成22年5月23日	改正
平成25年5月26日	改正
平成26年5月25日	改正